

6 健対第 2 2 9 0 号
令和 7 年 3 月 2 1 日

公益財団法人 愛知県健康づくり振興事業団
理事長 吉 田 宏 様

愛知県知事 大 村 秀 章



あいち健康の森健康科学総合センター（診療所及び関連区域）の評価料、受講料及び施設利用料金の額の承認及び公告について（通知）

令和 7 年 3 月 1 4 日付け 6 健第 5 0 号の申請については、承認します。

なお、あいち健康の森健康科学総合センター管理規則第 10 条の規定に基づき、下記に御注意の上、別添公告をセンターの掲示場に掲示してください。

記

- 1 掲示する場所
センター利用者の見やすい場所とすること。
- 2 掲示する期間
2 週間程度を基準とすること。
- 3 その他
利用料金の額は、別途インターネットを利用する方法等により広報を行うこと。

担 当 保健医療局健康医務部健康対策課
健康プラザグループ

電 話 052-954-6870（ダイヤルイン）

あいち健康の森健康科学総合センター（診療所及び関連区域）の
評価料、受講料及び施設利用料金の額の承認

あいち健康の森健康科学総合センター条例（平成9年愛知県条例第3号）第5条第4項の規定に基づき、令和7年4月1日以降のあいち健康の森健康科学総合センター（診療所及び関連区域）の評価料、受講料及び施設利用料金の額を次のとおり承認した。

令和7年3月21日

愛知県知事 大村 秀章



1 あいち健康の森健康科学総合センター（診療所及び関連区域）の評価料及び受講料の額

評価料及び 受講料の区分	種 別		評価料及び受講料 の額(単位:円)
評価料	簡易コース		410
	Aコース	血液検査を他の機関等で実施している場合で、当該検査を免除するとき。	2,890
		その他の場合	6,490
	Bコース	血液検査を他の機関等で実施している場合で、当該検査を免除するとき。	8,440
		その他の場合	11,410
	フォローアップコース		3,030
	Iコース		1,670
	特 別 の 検 査	心臓超音波検査	3,960
		眼底検査	360
		脊椎X線検査	1,110
		聴力検査	520
		インスリン精密測定	1,580
		尿定性検査	170
		血液検査	920
		12誘導心電図検査	980
		頸動脈エコー検査	2,300
		血圧脈波検査	980
		尿中アルブミン検査	930
受講料	1 日体験講習	スタンダード	1,040
		日帰りマイプランコース	1,040
		アップグレード	1,040
		フォローアップ教室	1,040
		糖尿病になったら腎臓ケア	1,040
		気軽に健康づくり教室	1,040
	生活習慣病予防講習		10,470
	骨粗しょう症予防講習		11,000
	腰痛予防講習		8,590
	健康向上講習	筋力トレーニング教室	8,590
		フレイル予防教室	8,590
		リバウンドしないぞ！ダイエットセミナー	8,590
	生活習慣改善講習	か・ら・だ メンテ教室	8,590
	適正体重コントロール講習		16,760
	運動習慣定着講習	マイペースプラン	9,420
	健康意識向上講習	ジョギング教室	6,490
		40代からのカラダとの付き合い方教室	6,490
		1泊2日選べるマイプランコース	2,200
	滞在型講習	充実検査で健康ステップアップコース	2,200
		宿泊型新保健指導	2,200
		初回	7,820
	保健指導講習	第2回又は第3回	4,190
		1 日指導者養成講習	4,190
	動機づけ講習	特定保健指導教室	2,610
		チャレンジプラン	2,610
	追加教室講習		1,040
	通信教室講習		520

備考 この表の評価料の項種別の欄に掲げるAコース及びBコースにおいて「血液検査」は、Aコースにあつては、検査項目にヘモグロビン、総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、GOT、GPT、γ-GTP、グルコース、ヘモグロビンA1c及びクレアチニンを含むもので、健康度評価を受けようとする日から起算して6箇月以内に実施された検査に限るものとし、Bコースにあつては、検査項目にヘモグロビン、総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、GOT、GPT、γ-GTP、グルコース及びクレアチニンを含むもので、健康度評価を受けようとする日から起算して3箇月以内に実施された検査に限るものとする。

2 あいち健康の森健康科学総合センター（診療所及び関連区域）の施設利用料金の額

施設利用 料金の名称	区 分		単 位	施設利用料金の額 (単位円)	備 考
運動施設利 用料金	トレーニング施設		1 人 1 回につき	620	回数券（11回分6,200円）を発行する。
			1 人 1 月につき	3,140	
	フィットネス室		2 時間につき	5,550	
	体育館	全部利用	2 時間につき	2,600	
			4 時間につき	5,200	
			8 時間につき	7,800	
		3 分の 1 利用	2 時間につき	830	
			4 時間につき	1,680	
			8 時間につき	2,500	
		6 分の 1 利用	2 時間につき	420	
			4 時間につき	830	
			8 時間につき	1,270	
特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合の使用料の加算額			1 キロワット 1 時間につき	40	